

楽吃購！日本 広告掲載サービス約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条（広告制作及び掲載）</p> <p>お申込者は、当社に対し本申込書及び「<u>ラーチャーゴー！オーダーシート</u>」（以下総称して「<u>本申込書等</u>」という。）に記載の内容で、記事広告の制作及び本媒体への掲載を委託し、当社はこれを受託する。</p>	<p>第2条（広告制作及び掲載）</p> <p>お申込者は、当社に対し本申込書に記載の内容で、記事広告の制作及び本媒体への掲載を委託し、当社はこれを受託する。</p>
<p>第5条（お申込者からする掲載中止、<u>キャンセル料</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> お申込者は、当社に対していつでも、本広告の掲載中止を求めることができる。この場合、当社は、中止要請から10営業日以内に本広告の掲載を中止する。 当社は、前項に基づく掲載中止について、お申込者に対し本サービスの料金を一切返金しない。 <u>お申込者は、掲載中止する場合、当社に対し、本申込書等に定めるキャンセル料を支払う。</u> 	<p>第5条（お申込者からする掲載中止・<u>中途解約</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> お申込者は、当社に<u>通知することにより</u>いつでも、本広告の掲載中止又は本契約の<u>中途解約</u>を求めることができる。この場合、当社は、<u>本広告の掲載中止要請</u>から10営業日以内に本広告の掲載を中止する。 当社は、前項に基づく掲載中止又は<u>中途解約</u>について、お申込者に対し本サービスの料金を一切返金しない。 <u>お申込者が当社の責めに帰さない事由により、本広告の掲載中止又は本契約を中途解約する場合は、第1項の通知の日から2週間以内に以下の各号に記載のとおり、キャンセル料を支払うものとする。お申込者が本契約に違反し、当社より契約を解除された場合も同様とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>申込書の提出日から取材実施日の前日まで・・・本サービス料金の50%</u> <u>取材実施日以降から本広告の検査合格まで・・・本サービス料金の80%</u> <u>本広告の検査合格以降・・・本サービス料金の100%</u>
<p>第7条（支払）</p> <ol style="list-style-type: none"> お申込者は、本申込書等に記載の本サービスの<u>基本プラン及びオプションの料金ならびに追加料金</u>（以下総称して「<u>本料金</u>」という。）を、本申込書に記載の方法で、当社に支払うものとする。 本申込書等の記載にかかわらず、第4条（本広告の検査）に基づく修 	<p>第7条（支払）</p> <ol style="list-style-type: none"> お申込者は、本申込書に記載の本サービスの料金（以下「<u>本料金</u>」という。）を、本申込書に記載の方法で、当社に支払うものとする。 本申込書の記載にかかわらず、第4条（本広告の検査）に基づく修正、

変更前	変更後
<p>正、お申込者の指示、不作為又はその他お申込者の責めに帰すべき事由により<u>当初予定号よりも3号遅延した場合</u>、お申込者は直ちに当社に本料金を支払うものとする。</p> <p>3. 前二項に係る振込手数料は、お申込者が負担するものとする。</p>	<p>お申込者の指示、不作為又はその他お申込者の責めに帰すべき事由により<u>本広告の当初の掲載予定日より掲載が遅延した場合</u>、お申込者は直ちに当社に本料金を支払うものとする。</p> <p>3. 前二項に係る振込手数料は、お申込者が負担するものとする。</p>
<p>第11条（損害賠償の範囲）</p> <p>～中略～</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、掲載予定日までに本広告を本媒体に掲載できなかったときに当社がお申込者に対して負う賠償責任は、本料金に、掲載予定日の翌日から本広告を本媒体に掲載した日まで<u>年6%（年365日日割計算）</u>の割合を乗じた金額とする。本広告の掲載遅延について当社が負担する賠償責任は、本項に定めるものが全てとする。</p> <p>～中略～</p> <p>6. お申込者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、<u>当社</u>の被った通常の損害の賠償を請求できるものとする。</p>	<p>第11条（損害賠償の範囲）</p> <p>～中略～</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、<u>当社の責めに帰する事由により</u>掲載予定日までに本広告を本媒体に掲載できなかったときに当社がお申込者に対して負う賠償責任は、本料金に、掲載予定日の翌日から本広告を本媒体に掲載した日まで<u>法定利率</u>の割合を乗じた金額とする。本広告の掲載遅延について当社が負担する賠償責任は、本項に定めるものが全てとする。</p> <p>～中略～</p> <p>6. お申込者が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社はお申込者に対して、<u>当社</u>が被った通常の損害の賠償を請求できるものとする。</p>
<p>第14条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(1) お申込者が第3条（お申込者の協力義務等）第1項又は第2項、第16条（反社会的勢力の排除）、第17条（禁止事項）に違反したとき。</p> <p>(2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p>	<p>第14条（解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(1) お申込者が第3条（お申込者の協力義務等）第1項又は第2項、第16条（反社会的勢力の排除）、第17条（禁止事項）に違反したとき。</p> <p>(2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p>

変更前	変更後
<p>(3) 差押、<u>仮差押、仮処分</u>、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p>～以下略～</p>	<p>(3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p>～以下略～</p>
<p>第 19 条（当社からの解約またはサービスの廃止）</p> <p>当社は、1 ヶ月以上前にお申込者に通知することにより、本契約を解約し、又は本サービスの提供の全部もしくは一部を廃止することができるものとする。</p>	<p>第 19 条（当社からの<u>中途解約</u>又はサービスの廃止）</p> <p>当社は、1 ヶ月以上前にお申込者に通知することにより、本契約を<u>中途解約</u>し、又は本サービスの提供の全部もしくは一部を廃止することができるものとする。</p>
<p>2017 年 10 月 3 日制定</p> <p>2020 年 4 月 1 日<u>最終改訂</u></p>	<p>2017 年 10 月 3 日制定</p> <p>2020 年 4 月 1 日改訂</p> <p><u>2020 年 10 月 3 日最終改訂</u></p>

以上